

令和2年4月27日

柳川市教育委員会

教育部学校教育課

## 小中学校の臨時休業日の延長について

現在、本市の小中学校はコロナウイルス感染拡大防止のため、5月6日まで臨時休業としていますが、**5月7日（木）及び8日（金）を臨時休業日とする**こととしました。

### ●延長の理由

福岡県における感染状況は収束が見通せず、依然として厳しい状況が続いています。5月7日からの学校の再開については、今後の国の緊急事態宣言の動向や県の方針を踏まえて判断する必要がありますが、未だ方針が示されておらず、また5月7日が大型連休の翌日であり、事前に児童生徒及び保護者に十分な周知を行うことが困難な状況であるためです。

### ●学校預かり

現在学校で行っている家庭での対応が困難な家庭の児童生徒の預かりについては、引き続き7日、8日も実施いたします。（小学校1年～3年、特別支援学級の児童生徒。平日のみ）。

時間は午前8時30分から午後3時までです。

### ●今後の学校再開について

今後、国の緊急事態宣言の動向等により追加措置（休業の延長等）を実施する可能性があります。その場合は再度お知らせします。